

計画通知案件の事前相談開始について

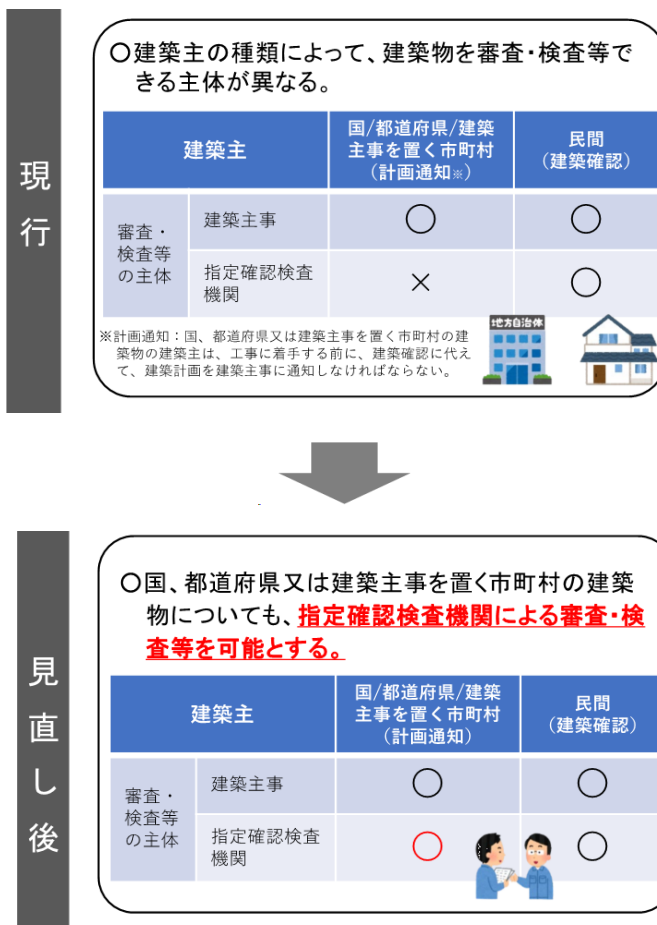
計画通知の手続きが民間開放され、指定確認検査機関で審査・検査が可能となります。

これまで、国、都道府県又は建築主事を置く市町村が建築主である場合の建築物は建築確認申請ではなく「計画通知」として建築主事に通知（申請）を行う必要がありました。令和6年6月に改正建築基準法が公布され、同法第18条で定める「計画通知」の対象建築物に対する審査・検査が指定確認検査機関で実施することが可能となりました。（令和6年11月1日施行）

当法人では、計画通知制度の民間開放に伴い「計画通知」案件の事前相談受付を開始します。

※計画通知案件の取り扱いについては、業務規程変更の認可を受けた後に業務開始となります。

事前相談業務は実施しておりますので詳しくはお問い合わせください。



問合せ先

一般財団法人 日本建築総合試験所建築確認評定センター 建築確認検査課 担当：平沢・藤井

TEL：06(6966)7565

E-mail：kakunin@gbrc.or.jp